

放送番組製作の実態に関する事例報告

平成20年5月28日

不利益な取引条件の変更に関する事例

<事例>

○A製作会社は、B放送局とレギュラー番組の製作委託契約(完パケ納入)を結んでいたところ、B放送局から、これまで番組の製作委託契約だったものを、派遣契約に切り替えるという要請があった。これをA製作会社が拒否した場合、B放送局からは、今後のA製作会社との取引契約をやめることも考えると言われたため、受けざるをえなかった。

(製作する番組の内容は変わらず、当該番組製作に携わるスタッフ、必要な日数等も同じという前提の場合。)

○これまで完パケ製作委託契約であったものを、製作費を抑える等のため、それぞれの業務委託契約という形に切り替えるよう要請があった。

1 関連する条文

○独占禁止法・第19条「不公正な取引方法」

・昭和57年公正取引委員会告示「不公正な取引方法」

一般指定14項 優越的地位の濫用 第3号 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること

・「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成10年公正取引委員会)

一般指定14項 優越的地位の濫用 「3 著しく低い対価での取引の要請」又は「7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」

○下請代金支払遅延等防止法→ 実態が「番組製作委託契約」と変わらないとみなされた行為については、脱法行為につながる可能性があるのではないか。

2 解説

本事例について、番組製作委託契約の場合は、著作権の帰属がどちらになるのか協議の余地があるが、それを派遣契約にするということは、当該番組については、B放送局が製作した、ということになり、A製作会社の著作権については生じえない状況となる。また製作委託契約でなければ下請法の対象にならない。

仮に、B放送局が、著作権を放送局に帰属させるために、取引条件を派遣契約に変更したというような場合には、番組製作事業者にとっては、著作権に基づく収入など経済的利益を得る機会を喪失することになり、不当に不利益に取引条件を変更されたということになりうる。

・独占禁止法上、優越的地位の濫用に当たる例として、相手方に不利益となるように取引条件を設定することが規制されている。

・「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針(平成10年公正取引委員会)」によると次のように解されている。

「我が国における事業者間の役務の委託取引においては、特定の事業者間で継続的な取引が行われる場合がある。多くの委託者が継続的な取引を行っている場合には、一般に、受託者が取引先を変更することが困難となりがちであるほか、役務の提供に当たっては、個々の委託者ごとに異なったノウハウや設備を必要とする場合もあって、受託者は既存の取引関係をできるだけ維持しようと努めることとなりがちである。このように役務の委託取引において継続的な取引が行われ、受託者側が取引先を変更することが困難であって、委託者が取引上優越した地位にある場合に、当該委託者が、受託者に対し、役務の委託取引の条件又は実施について、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるような行為を行うことは、受託者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するものである。(一般指定第14項)。」

2 解説（続き）

・「役務の委託取引において委託者が受託者に対し取引上優越した地位にある場合とは、受託者にとって委託者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、委託者が受託者にとって著しく不利益な要請等を行っても、受託者がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、受託者の委託者に対する取引依存度、委託者の市場における地位、受託者にとっての取引先変更の可能性、取引当事者間の事業規模の格差、取引の対象となる役務の需給関係等を総合的に考慮する。」

・本事例について、A製作会社は、通常取引の大部分をB放送局に依存しており、B放送局との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をきたす可能性があると考えられる。そのため、B放送局から著しく不利益な要請等を行われても、A製作会社がこれを受け入れざるを得ない場合にあると考えられる。

B放送局からの要請は、番組製作委託契約であれば、A製作会社にも「著作権」の帰属がある可能性もあるが、「派遣契約」となった場合は、完全に、「B放送局が製作した番組」となるのであり、著作権は放送局に帰属することになる。

この場合A製作会社は、著作権収入など経済的利益を得る機会を喪失していることとなり、A製作会社にとって不利益な条件の変更となると考えられる。

よって、B放送局の行為は独占禁止法上問題となる可能性があると考えられる。